

法八員 訓 會

へモ要本書ヲ提出シ 労資双方強硬ナル態ニテ持シ
アリシガ七月一日ニ至リ所轄署ノ斡旋ニ依リ労資態
談会ヲ開催シ妥協成立ヲ見タリ 解決ノ特長ハ
要本事項 實體ニ觸レズ 業務研究会ヲ設置シ業務
改善ヲ為サントスルニアリ

要本事項

- 一 解雇退職手当ノ制定
- 一 定期昇給制度ノ確立
- 一 勤務時間ヲ一日八時トスルコト
- 一 当直手当ヲ支給スルコト
- 一 公傷欠勤中ハ日給半額支給
- 一 団体交渉権ヲ認メルコト

687
2827

一 争議ニヨル犠牲者ヲ出ササルコト

以下数項

解決事項

- 一 争議ニヨル犠牲者ヲ出ササルコト
- 一 従業員並ニ社員ヨリナル業務研究会ヲ設立シ
将来ノ諮問機関トシ本機関ニヨリ漸進的ニ今後ノ
会社対従業員ノ感情ノ融和促進上ノ諸問題ノ
改善ニ当テシムルコト
- 一 本争議ニ対シ争議費用ヲ支給セザルコト
- 一 専務個人トシテ金一封(三百五十円)ヲ贈呈
- 一 直チニ翌日ヨリ就業ノコト

財團